

契約締結前交付書面（現物等）

暗号資産サービス個別取引説明書

S.BLOX 株式会社

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00016 号

加入協会 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

本説明書は、「利用規約」に基づく内容であり、暗号資産現物取引等を行っていただくうえでのリスクやお取引方法を記載しています。あらかじめ本説明書を十分にご理解、ご承諾のうえお取引を開始してください。本説明書に定めのない事項については、「利用規約」の定めに従うものとします。

当社は、暗号資産現物取引等として、当社とお客様との間での暗号資産の売買又は交換、これらの行為に関連してお客様の金銭及び暗号資産の管理、お客様の暗号資産の送付及びお客様のための暗号資産の受取その他のサービス（以下これらを総称して「本取引」といいます）を行います。

前記の暗号資産の売買又は交換は、当社が提示する価格によって行う、お客様と当社との間の相対取引です。

また、本取引は、取引対象である暗号資産の価格変動により損失が生ずることがあります。本取引は、多額の利益を得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合、又は継続して取引を行う場合には、本説明書のみではなく、取引の仕組みやリスクについて十分に理解し、自己の資力、取引経験及び取引目的に照らして適切であると判断した場合にのみ、自己の責任において取引することが肝要です。

本説明書は、暗号資産交換業者である当社が「暗号資産交換業者に関する内閣府令」第21条及び第22条に基づき、お客様に提供するサービスに関する情報を、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。

本説明書（本取引に関するご注意や掲載された方針等を含みます。）は、利用規約の一部を構成し、当社とお客様との間の本取引に関わる一切の關係に適用されます。

暗号資産現物取引のリスク等重要事項について

1. リスクに係る注意点

- (1) 当社が取り扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国又はその他の者により価値を保証されているものではありません。暗号資産とは次に掲げるものです。
 - i. 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。
 - ii. 不特定の者を相手方として i に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。
- (2) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができるものです。
- (3) 発行者又は管理者等がいる暗号資産については、当該発行者又は管理者の破綻等により、当該暗号資産の価値が著しく減少し又は消失する可能性があります。
- (4) 権利が表象されている暗号資産については、当該権利に係る債務者の破綻等により、当該権利の全部若しくは一部が喪失又は毀損する可能性があります。
- (5) 暗号資産取引は、暗号資産の価値・価格の変動を直接の原因として損失が生じることがあります。
- (6) 相場の急変や流動性の低下により、買気配（売却レート）と売気配（購入レート）のスプレッド幅が拡大したり、注文受付の停止により、意図した取引ができない又は意図しない取引が成立する可能性があります。月曜早朝は法定外為相場の、東京市場再開時間となる日本時間月曜日午前7時（取引開始）は、週末2日分の動きを一気に反映させるため、金曜日の引け値、及び週末の気配値とは大きく乖離する可能性があります。弊社の暗号資産の、対法定通貨レート（例：BTC/JPY）も、その影響を受けます。
- (7) 当社が提供する暗号資産取引は、電子情報処理組織を用いて取引及び管理を行うため、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆるサイバー攻撃により、暗号資産の一部又は全部が盗難、窃盗、損壊、滅失する可能性があります。
- (8) 取引システム又は当社とお客様とを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認及び取消等が行えない可能性があります。
- (9) システムメンテナンス等の実施中等、当社の営業時間外は暗号資産交換取引および

これに付随する依頼の受託を行うことができませんが、その間に市場価格が大きく変動する可能性があります。

- (10) 外部環境の変化、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。当社は、お客様から金銭や暗号資産の預託を受けることがあります。お客様からお預かりした資産については、自己の資産とは分別して管理されており、お客様は当該分別管理された資産の返還等に係る債権について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しています。しかし、当社が破綻した際、分別管理されている資産が十分でない場合等は、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。
- (11) 将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、暗号資産取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、暗号資産の保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなる可能性があります。この場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。なお、詳しくは、お客様ご自身で税務署又は税理士・弁護士等の専門家にお問い合わせください。
- (12) 暗号資産の取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。暗号資産の移転は、暗号資産ネットワークにおいて十分な取引確認ができるまで、お客様の取引が口座残高へ反映されない可能性や、口座から送信した暗号資産の移転が完了しない可能性、また、お客様の送受信がキャンセルされる可能性があります。当社の指定する暗号資産アドレスは、各暗号資産固有のアドレスです。当社管理アドレス外への送信や当社が取り扱っていない暗号資産を送信された場合等、お客様が暗号資産の送付又は受取を正しい手順で行わなかった場合（当社が以前使用し、現在は使用していない送付先に送付した場合、及び当社が指定する送付先に、当社が指定する暗号資産とは異なる種類の暗号資産を送付した場合も含まれます。）、当該暗号資産が失われる可能性があり、さらに当該暗号資産を救済できない場合があります。これらに関して、お客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- (13) 金銭の出金及び入金、金銭と暗号資産間の売買、暗号資産の送付、受取、暗号資産と他の暗号資産間の売買及び交換、暗号資産による役務提供に対する代価の弁済の際に、手数料が発生する場合があります。各取引に関する手数料は、別途当社ウェブサイトにてご確認ください。
- (14) ハードフォーク・ソフトフォーク・Reorganization 等（以下「フォーク等」といいます。）により暗号資産が分岐し、相互に互換性がなくなるリスクや取引が遡って無効になるリスク、大幅な価値下落が発生するリスクがあります。当社が定める分岐日時前後には、これらのリスクに鑑み当社の定める期間、暗号資産の売買又は交換、送付等ができなくなる可能性があります。分岐した暗号資産及び分岐に伴う新たな暗号資産

の取扱いの有無や取扱い方法については当社が決定します。その結果、お客様に不利益が発生する場合がありますが、当社は、当該取引制限措置により発生した損失について、責任を負いません。なお、フォーク等で発生する現象が事前に判明した場合、当該事実、当社の対応方法を速やかに当社サービスサイト又はメールでお客様に周知します。

- (15) お客様が口座開設後に当該口座にて行った一切の取引の契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
- (16) 各端末に表示される総資産の日本円評価額は、各端末の通信環境や処理速度等により、端末ごとで金額が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 金銭及び暗号資産の分別管理

当社は、資金決済に関する法律第 63 条の 11 に基づき、お客様が当社に預託した金銭及び暗号資産は、以下の方法により自己の資産と明確に分別して管理しております。但し、当該分別管理されている金銭及び暗号資産は、投資者保護基金の補償対象ではありません。当社が倒産等した場合には、預託された資産を返還することができない可能性があります。

金銭：

当社は以下の信託会社に信託する方法でお客様からお預かりした金銭を分別管理しております。

信託会社の商号：楽天信託株式会社

暗号資産：

当社自らが社内規程に基づき管理運営する常時インターネットから隔離されたお客様用のコールド・ウォレットにて、お客様からお預かりした全暗号資産を当社の暗号資産と明確に分別して管理しております。また、コールド・ウォレットからホットウォレットへの暗号資産の移動の際には、複数名による厳重な監視体制を構築しており、複数の部署の承認が必要となります。

暗号資産の喪失等の発生時における債務の履行方針

暗号資産を移転するために必要な情報の漏洩、滅失、毀損その他の事由が発生し、お客様からお預かりした暗号資産が喪失した場合等、当社が当該暗号資産と同種の暗号資産による送信が困難であると判断したときには、当社は、当該事案の規模・性質、各暗号資産の調達困難性及び価格の変動状況その他の事情を踏まえ、お客様に対し、当該暗号資産による送信に代えて、当社の定める価格で算出した当該暗号資産に相当する額の他の暗号資産を送信し、又は金銭により払戻しを行うことにより、債務の履行とすることといたします。払戻し等は、当社がその方法を決定した後、速やかに実施いたします。

現物取引の概要

1. 取引方法について

本取引はインターネットを通じ、各種端末を操作することによって行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ウェブサイトご確認ください。なお、当社の推奨環境を満たしていても、ご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。また、当社の用意するサーバー上にある取引システム（以下「本取引システム」といいます。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止します。

2. 取扱暗号資産の概要

当社が取り扱う暗号資産の概要は以下のとおりですが、取扱暗号資産の概要及び特性の詳細については、当社が別途公表する取扱暗号資産の概要説明書をご確認ください。

銘柄	シンボル	一般的な性格
Bitcoin (ビットコイン)	BTC	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。
Ethereum (イーサリアム)	ETH	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。分散型アプリケーションが動作する実行環境の役割を果たす特徴を持つ。
Bitcoin Cash (ビットコインキャッシュ)	BCH	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。
XRP (エクスアールピー)	XRP	XRPは金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としてオンデマンドの流動性を提供する役割を有している。これによって金融機関は従来よりも格段に流動性コストを下げつつも送金先のリーチをグローバルに広げることができる。
Litecoin (ライトコイン)	LTC	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。
TRON (トロン)	TRX	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者へ

		の対価・代償として発行される暗号資産。分散型アプリケーションが動作する実行環境の役割を果たす特徴を持つ。
--	--	--

3. 取引サービスの概要

当社の取引サービスの概要は、次のとおりです。

- ・ お客様の売買注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引であり、暗号資産の購入及び売却が可能です。当社は、お客様の注文時に、売買別にそれぞれ異なる取引価格を提示します。提示する取引価格は、カバー先の実勢レートに基づいた取引レートとなります。約定価格は注文時に提示する取引価格となります。
- ・ 取引の態様は、資金決済法第2条7項第1号に定める暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換となります。
- ・ 当社は、お客様のご注文が約定した場合に、当社において発生する価格リスクを回避するために、カバー取引を行っており、最も条件の良いカバーレートを提示したカバー取引先に対してシステムによる自動発注又は手動発注によりカバー取引を行います。主要なカバー取引先は次のとおりです。

商号又は名称	業務内容
B2C2 Overseas Ltd.	Cryptocurrency liquidity provider
SBI VC トレード株式会社	暗号資産交換業者
ビットトレード株式会社	暗号資産交換業者

4. 取引銘柄

当社で取引を行うことができる銘柄は次のとおりです。

BTC/JPY、ETH/JPY、XRP/JPY、LTC/JPY、BCH/JPY、TRX/JPY

5. 手数料

取引種類	手数料
取引手数料	0円*
入金手数料	0円**
出金手数料	330円(税込)
暗号資産の送付手数料	暗号資産によって異なります。当社ウェブサイトにてご確認ください。
暗号資産の受取手数料	0円(当社以外のウォレットから当社に送付するにあたりマイナーに支払う手数料はお客様負担)
書面発行手数料	実費相当額(税込)をお支払いいただきます

	す。
--	----

* お取引に際しては、お客様へ提示する購入レートと売却レートとの差である「スプレッド」を、お客様にご負担いただいております。

** 振込入金の場合、各金融機関からの振込手数料はお客様負担となります。

*** 上記の手数料は、すべて前払方式です。

以上のほか、解約の申出等により利用契約が終了した場合には、お客様は直ちに口座残高をゼロにするものとします。なお、終了後の口座に金銭又は暗号資産の残高が残存する場合であって、かつ当該残高が各々の送付又は出金に係る手数料を下回る場合には、当社は、当該送付又は出金に係る手数料相当額を控除の上、当該残高の返還は行わないものとします。

6. 決済手段

当社は、本取引に係るお客様の当社に対する債務について、お客様が暗号資産を購入する場合は法定通貨である円貨（以下、「円貨」といいます。）、お客様が暗号資産を売却する場合は暗号資産による決済を受け付けています。当該決済は、口座に預託されている円貨残高又は売却する暗号資産残高の範囲内で可能とします。

7. 本取引に関する金銭及び暗号資産の預託の方法

本取引に関しお客様が当社に金銭を預託する場合には、当社が指定する入金の方法により金銭の預託を行うものとします。また、本取引に関しお客様が当社に暗号資産を預託する場合は、当社が指定するアドレスに送付する方法により暗号資産の預託を行うものとします。

8. 本取引に関する金銭及び暗号資産の状況を確認する方法

本取引に係る取引依頼後の当該取引に係る金銭及び暗号資産の状況は、当社ウェブサイトまたはスマートフォンアプリにてご確認いただけます。ただし、画面仕様により、日本円については小数点以下の表記が省略される場合がございます。また、当社にて取扱いを終了した暗号資産については、送付・受取および残高の状況をウェブサイトおよびスマートフォンアプリ上でご確認いただくことはできません。本取引に係る小数点以下を含む正確な取引内容および暗号資産の送付・受取履歴につきましては、取引残高報告書（日次/月次）をご確認ください。

9. 暗証番号の設定その他のセキュリティに関する事項

当社サービスでは、セキュリティを確保するため、お客様によるパスワード設定や、取引に応じた二段階認証の仕組みを導入しています。ログイン ID、パスワード、API キー、API シークレットその他の符号（以下、本条において「パスワード等」といいます。）については、他人に知られないように、お客様にて厳重に管理及び保管いただく必

要があります。

10. 注文の指示事項

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、当社の提供する取引画面若しくはお客様自身が用意するツール又は売買システム（当社が提供する API を使用した場合に限ります）において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。購入及び売却には最小注文数量及び最大注文数量、保有上限がありますので、当社ウェブサイトにてご確認ください。

- a. 注文する暗号資産
- b. 売買の別
- c. 注文数量
- d. 価格
- e. 前各号に定める事項のほか当社が指定する事項

11. 注文タイプ

当社が取り扱う注文タイプは以下のとおりです。

成行注文	<p>価格を指定せず、銘柄と数量のみを指定して発注する注文です。</p> <ul style="list-style-type: none">● 約定処理順序 当社が受注した順番に約定します。● 約定処理のタイミング、価格等に関わる事項 当社が受注後、お客様の注文発注時に当社から提示していた価格で約定します。 なお、カバー先からの流動性枯渇やシステム不具合、大幅な価格変動等によってはカバー注文が不成立となり、結果、お客様から発注いただいた注文も不成立となる場合があります。● スリッページが発生する可能性と仕組みの概要 スリッページが発生することはありません。
------	---

12. 注文の執行

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けません。若しくは受け付けた注文を執行せず取り消します。

- a. 買い付け又は売り付けに必要な資金又は暗号資産量が不足している場合。
- b. 当該注文が本説明書等に適合しておらず、又は違反している場合。
- c. 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。

13. 注文の取消及び変更

お客様は、注文が有効になった時点以降は、当社が認める場合に限り、注文の取消、又は変更することができるものとします。

14. 約定の訂正等

注文の約定は、当社のシステム障害や当社の暗号資産の取引先の価格誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかった場合、お客様が、当社が指定する方法以外の方法により注文を行った場合、その他明白な誤りや不正な手段等によって本取引が成立した場合において、当社又はお客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生したと当社が判断した場合、本来あるべき価格での約定に訂正させて頂く又は約定の取消をさせて頂く場合があります。

15. 約定処理

注文にかかる本取引は、本説明書等に従って成立します。注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要し、価格の変動等によりお客様の注文が不成立となる場合がありますが、当該事由について当社において通常の処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。

お客様が注文した時点で当社が先に他のお客様からの注文を受注していた場合は、約定処理が、当該他のお客様からの注文に劣後する場合があります。なお、約定についてお客様が異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。ただし、当社が日次の取引報告書を電子的に交付してから24時間以内にお客様よりメール又はお問い合わせフォームにて内容に関する疑義等のお申出がない場合、異議ないものとみなします。

16. 約定の執行

約定処理が行われたとき、お客様の口座を用いて直ちに決済手段と暗号資産との受渡しを執行します。

17. 解約時の取扱い

当社又はお客様は当社所定の方法で相手方に通知することにより、サービス利用契約を解約することができます。解約の申出により利用契約が終了した場合には、お客様は直ちに口座残高をゼロにするものとし、終了後の口座に金銭又は暗号資産の残高があるときに、手数料をいただく場合があります。

18. 公租公課

本取引に係る利益は、雑所得として総合課税の対象となります。詳細については、税務署又は税理士等にご確認ください。

19. 取引ルール

当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示し、いつでも変更できるものとします。

- a. 取引対象の暗号資産
- b. 注文の数量制限
- c. 取引日及び取引時間
- d. 手数料
- e. 取引価格の急変を防止するための措置
- f. 前各号に定める事項のほか本取引に関する事項

20. 取引を一時中断し、再開する際の注文受付、約定処理および取引価格の決定に係る方法
当社提示価格と市場実勢価格（当社がベンチマークとして採用している他の暗号資産交換業者が提示しているレートを指します）との間に乖離が発生したと当社が判断した場合は、お客様からの新規注文の受付を停止する場合があります。

上記の場合、当社が、当社の取引先から暗号資産の有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、お客様に対する暗号資産の価格の配信及び新規注文の受付を再開します。

暗号資産現物取引に係るご注意

1. 当社は、本取引について不招請勧誘を禁止しています。お客様より事前に要請が無い限り、訪問、電話による勧誘は行いません。よって、本取引に関して行われた勧誘が、訪問、電話による場合は、お客様の要請によるものであることを、改めてご確認ください。
2. 本取引は、暗号資産の価格変動により損失が生じることがあります。取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
3. お取引内容に関するご確認、ご相談や苦情等につきましては、サポートセンター（チャット又は電子メールアドレス support@sblox.jp、受付時間：24時間365日、平日（年末年始を除く）9:00～17:00の間で順次回答）へお申し出ください。当社の相談及び苦情処理の業務運用体制及び社内規則は、当社ウェブサイトにてご確認ください。
また、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（※）機関における紛争解決のご利用も可能です。

- | |
|---|
| <p>① 名 称：東京弁護士会紛争解決センター
所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階
連絡先：03-3581-0031
U R L：https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/</p> <p>② 名 称：第一東京弁護士会仲裁センター
所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階
連絡先：03-3595-8588
U R L：https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/</p> <p>③ 名 称：第二東京弁護士会仲裁センター
所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階
連絡先：03-3581-2249
U R L：https://niben.jp/chusai/</p> |
|---|

※ ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きに依らず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

4. 暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会でも苦情を受付けております。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

苦情受付フォーム：<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

TEL：03-3222-1061

対応時間：月～金曜日 9:30～17:00【祝日（振替休日を含む）および年末年始（12月29日～1月3日）を除く】

当社概要

商号：S.BLOX 株式会社

設立年月日：2018年1月10日

本店所在地：東京都港区港南二丁目5番10号

電話番号：03-3471-9356

暗号資産交換業者 関東財務局長 第00016号

認定資金決済事業者協会：一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

当社にお預けいただいている暗号資産に係るブロックチェーンについて、ハードフォークが生じる場合の当社の対応方針は以下をご確認ください。

計画されたハードフォークにかかる対応方針

当社の取り扱う暗号資産に係るブロックチェーンについて、計画的なプロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下、「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合、及び当該ハードフォークにより新たに発生する暗号資産（以下、「新暗号資産」といいます。）が生じる場合の取扱いに関する対応方針を以下の通りとします。なお、突発的なハードフォークへの対応については、個別に検討し、対応いたします。

1. ハードフォークに係る情報のお客様への通知方法
 - (1) 電子メールの送信又は当社サービスサイトへの掲載などにより通知いたします。
2. ハードフォークへの対応
 - (1) ハードフォークの計画に関する情報収集に努め、お客様が暗号資産の利用を判断するために必要となる情報を得た場合、適宜、お客様に当該情報を提供するように努めます。
 - (2) ハードフォークにより、お客様資産の保全及びお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがあると当社が判断した場合、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ当該暗号資産に関するサービス提供の全部又は一部を一時停止するなどの措置を講じます。また、停止したサービス提供の再開については、当該おそれが解消したと当社が判断した上で実施いたします。
 - (3) サービス提供の全部又は一部を一時停止するなどの措置を講ずる場合には、緊急の場合を除き、お客様に対して事前に告知いたします。また、停止したサービス提供を再開した場合には、速やかにお客様に通知いたします。なお、再開予定時期を定めずにサービス提供を停止した場合には、再開見込みについて、随時、お客様に情報を提供いたします。
 - (4) サービス提供の全部又は一部を一時停止するなどの措置を講ずる場合、停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動によるお客様の損失については、当社は一切の責任を負いません。
3. 現物取引における新暗号資産のお客様への付与について
 - (1) 当社は、新暗号資産が生じる場合において、新暗号資産をお客様に付与する義務を負わないものとします。
 - (2) ただし、ハードフォークの基となる暗号資産（以下、「旧暗号資産」といいます。）の価値が新暗号資産に移転したと認められる場合、原則として、新暗号資産をお客様に付与するものといたします。ただし、当社がお客様に新暗号資産を付与

するのは、以下の条件を満たす場合であって、旧暗号資産の価値が新暗号資産に移転したと認められるときに限ります。なお、当社は、お客様に新暗号資産を付与した場合であっても、当該新暗号資産を取扱い暗号資産としないことができるものとします。

- 二重移転を防止する措置が講じられていること
- お客様の資産を侵害する仕組みが講じられていないこと
- 新暗号資産の有する機能が違法、不正な行為を誘引するものではないこと
- ハードフォークを計画する主体に違法行為の疑いがないこと
- ハードフォークを計画する主体に反社会的行為に携わっている者、又は反社会的勢力との関わりがある者がいないこと
- その他、当社の裁量により、新暗号資産の取り扱いに問題がないと認められること

- (3) 旧暗号資産の価値が新暗号資産に移転したと認められる場合において、新暗号資産を付与しない場合であっても、当社は、新暗号資産の付与に代え、新暗号資産相当額の日本円をお客様に交付する場合があります。
- (4) お客様の保有する旧暗号資産から生じる新暗号資産を、当社は当社の計算において自らが取得又は処分を行うことはございません。ただし、お客様に付与するためにあらかじめ取得する場合、又は新暗号資産の付与に代え新暗号資産相当額の日本円をお客様に交付する場合は除きます。
- (5) ハードフォークにより新暗号資産が発生し、旧暗号資産の価値に影響を与える具体的な可能性を認識した場合、信頼できると当社が判断した情報に限り、あらかじめ、当該ハードフォーク計画の概要及びハードフォークにより生じる新暗号資産の内容、新暗号資産の付与対応などについて、お客様に対する通知を行うなど、周知に努めます。
- (6) 新暗号資産のお客様への付与、その他のお客様の資産保全のために必要な措置に伴い生じた費用をお客様に請求する場合があります。なお、請求に代え、お客様に付与する新暗号資産、又はお客様に交付する新暗号資産相当額の日本円から徴収する場合があります。

以上